

2/16(水)～ 確定申告受付について

□令和3年度確定申告会場

総合センター 1階大集会室※ほのぼの「ひだまりホール」ではありません

□受付時間

午前9時～午後4時※最終日は午後2時まで

【確定申告相談日程】

月	火	水	木	金	土	日
2月		16 山郷	17 山郷	18 山形	19 ×	20 全地区
21 山形	22 山形	23 ×	24 土師	25 土師	26 ×	27 ×
28 那岐						
月	火	水	木	金	土	日
3月	1 那岐	2 富沢	3 富沢	4 智頭	5 ×	6 全地区
7 智頭	8 智頭	9 全地区	10 全地区	11 全地区	12 ×	13 ×
14 全地区	15 午後2時まで					

- ・混雑を避けるため、上記日程にお越しください。
- ・必要書類がそろっていない場合、申告を受付できないことがあります。
- ・事業所得は、医療費などについては事前に計算をお願いします。

**確定申告に
必要なもの** 

- マイナンバーカード（お持ちでない場合マイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類）
- 申告者の通帳（還付申告の場合）
- 給与・年金所得の源泉徴収票（複数枚ある場合はすべて）
- その他の所得（事業、雑、一時所得など）の収入及び経費が確認できるもの
- 各種控除額が確認できるもの（国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書、障害者手帳、寄附金の領収書など）
- 医療費控除を受ける人は医療費明細書（事前集計）または医療費のお知らせ（合わせて医療費、介護サービス費などの領収書）

□対象者

- 次のいずれかに当てはまる人は、確定申告または住民税申告が必要です（どのような申告をする必要があるかわからない場合は問合せください）。
- 年収が2千万円を超える
 - 年金収入が400万円を超える
 - 前職や副業の給与収入が年末調整されていない
 - 事業収入（農業・営業・不動産）がある（赤字含む）
 - 満期保険金や個人年金等の受け取りがある
 - その他、給与・年金以外の収入がある
 - 医療費控除、雑損控除等を追加で受けようとする
 - 収入が遺族年金、障害年金等の非課税収入のみ（※）
 - 無収入である（※）
- （※）に該当する人が申告をしないと所得証明等の発行ができない、国民健康保険や介護保険等の各種制度において受けられるはずの軽減等が受けられなくなる、負担額が高くなる等の影響があります。

問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4117